

大通達甲（交企）第8号
大通達甲（交指）第6号
大通達甲（交規）第2号
大通達甲（運免）第5号
令和元年11月15日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

交通部各課・隊長
各警察署長 殿

交通部長

横断歩道における歩行者優先の徹底について（通達）

県内における歩行者が犠牲となる交通事故の大半は、道路横断中に発生しており、横断歩道上及び横断歩道付近で発生した交通事故については、自動車の横断歩道手前での減速や安全確認が不十分であるだけでなく、歩行者にも法令違反が認められる状況にある。また、一般社団法人日本自動車連盟が行った本年の調査では、大分県における信号機のない横断歩道での自動車の一時停止率が全国平均を下回っている現状にあることから、横断歩道における歩行者優先の徹底が重要な課題となっている。

このような情勢の下、交通死亡事故を抑止していくためには、運転者に対して横断歩道に関する交通ルールを再認識させ、歩行者優先を徹底させていくとともに、歩行者に対しても横断歩道付近における交通ルールの遵守を指導し、運転者と歩行者双方の交通安全意識の高揚を図っていかなければならない。

さらに、日本の交通事故死者数に占める歩行中死者の割合が欧米諸国に比べて高く、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、歩行者優先が定着している諸外国から来県する訪日外国人観光客の増加が見込まれることを考慮すれば、歩行者が安全に行動できる交通空間を確保する諸対策を速やかに講ずる必要がある。

よって、横断歩道における歩行者優先の徹底に向けた取組を下記のとおり実施することとしたので、効果的な推進に努められたい。

記

1 取組事項

(1) 横断歩道に関する交通ルール遵守に向けた広報啓発活動

運転者に対し、横断歩道手前における減速義務及び横断歩道における歩行者優先義務を再認識させること。また、歩行者に対しては、横断歩道付近における交通ルールを遵守した正しい道路横断方法を周知すること。

(2) 横断歩行者等妨害等に対する交通指導取締り活動

歩行者又は自転車利用者（以下「歩行者等」という。）の安全な横断を阻害する横断歩行者等妨害、信号無視、指定場所一時不停止等の交差点関連違反に重点を置いた交通指導取締りを実施すること。

なお、横断歩行者等妨害については、検挙に至らない場合であっても、運転者に対し、歩行者等の保護のために必要な指導を徹底すること。

2 取組を推進するための具体的方法

前記1の取組については、次の方法により、効果的に推進すること。

ア 信号機のない横断歩道で、通学路及び高齢者又は外国人の横断が比較的多い箇所に設置されたものを重点横断歩道に選定し、重点的な取組を実施すること。

イ 毎月11日（同日が休日の場合は以前直近の平日）を「横断歩道（ゼブラ）の日」とし、横断歩道における歩行者優先の取組を積極的に実施すること。

ウ 強化月間、キャンペーン、警察及び関係機関・団体が主催する行事等を利用した集中的な取組を展開すること。

3 留意事項

- (1) 交通事故発生状況、道路交通環境等を総合的に勘案し、広報啓発と交通指導取締りを適切に組み合わせた諸活動の推進に留意すること。
- (2) 前記1(1)の広報啓発活動の実施に当たっては、関係機関・団体との連携を強化し、適切な役割分担を図るとともに、必要な情報提供や支援等に留意すること。
- (3) 前記1(2)の交通指導取締活動の実施に当たっては、運転者及び歩行者等に対する職務執行が適正なものとなるよう、事後の行政処分手続きも含めた事前教養を従事員に徹底すること。
- (4) 警察車両を運行する場合は、業務に支障がない限り、交差点を右左折する際に進路前方を横断しようとする歩行者等が認められなくても、交差点出口の横断歩道手前で一時停止又は徐行を行い、歩行者等の有無について再確認するなど、交通マナーの向上についても留意すること。

(交通企画課安全係)

(交通指導課指導取締係)

(交通規制課交通規制係)

(運転免許課行政処分係)